

総務経済常任委員会

令和3年3月10日（水）

◎審査案件

- 議案第20号 紋別市議会議員及び紋別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について
- 議案第21号 紋別市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について

◎出席委員（7名）

委員長	宮川正己君	副委員長	青木邦雄君
委員	飯田弘明君	委員	阿部秀明君
〃	喜多俊晴君	〃	梶川友子君
〃	橘有三君		

◎欠席委員（なし）

◎正副議長

副議長 鈴木敏弘君

◎出席説明員

市長	宮川良一君	副市長	鈴木英樹君
総務部長	牧野昌教君	建設部長	加川安明君
兼特別定額給付金対策室長		兼ガリソコ号建造推進室長	
兼新庁舎建設準備室長		兼新庁舎建設準備室次長	
		兼まちづくり整備推進室次長	
技 監	森谷裕一君	国際交流推進室長	高橋信好君
兼広域病院連携推進室次長			
兼観光連携室次長			
兼ガリソコ号建造推進室次長			
兼新庁舎建設準備室次長			
兼まちづくり整備推進室次長			
庶務課長	小林昌史君	庶務課参事	片山俊英君
兼特別定額給付金対策室参事		兼特別定額給付金対策室参事	

兼新庁舎建設準備室参事

財政課長 鈴木保智君 企画調整課長 竹本幸孝君

兼新庁舎建設準備室参事

国際交流推進室参事 兼田秀哉君 港湾課長 熊谷聡君

兼ガリソコ号建造推進室参事

庶務課庶務係長 中野弘貴君

兼新庁舎建設準備室副参事

◎教育委員会

教育部長 山崎義一君

◎選挙管理委員会

事務局長 片山俊英君

◎監査委員

監査委員 村井毅君

◎議会事務局出席職員

事務局長 黒木主税君 事務局次長 細川貴志君

議事係長 川勝亜樹子君 議事係 上森香純君

◎傍聴議員 山崎彰則議員、保村幸二議員、野村淳一議員、田中勝彦議員、加藤裕貴議員、
石田久就議員

◎傍聴記者 瀧澤記者（北海民友新聞）

午前10時41分 開会

○宮川正己委員長 ただいまから総務経済常任委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

報道機関から傍聴の申し出がございますが、これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 ご異議がありませんので、そのように決定いたします。

初めに、本委員会の進め方ではありますが、委員会室での進め方と同様といたします。

つきましては、質疑回数については、一問一答で回数制限はありませんが、質疑、答弁ともに簡潔な発言をお願いいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第20号ないし議案第23号であります。

本案を議題といたします。

初めに、議案第20号紋別市議会議員及び紋別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○片山選挙管理委員会事務局長 本委員会に付託されました議案第20号紋別市議会議員及び紋別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料の1ページ目をお開き願います。

初めに、1の改正趣旨についてであります。平成29年6月21日公布の公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、市議会議員選挙においてビラの頒布が認められ、市の条例で定めるところにより作成費用を公費で負担することが可能となりました。

法の趣旨は、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、候補者が具体的な政策を示したビラの頒布を認めることとなったものであります。

選挙における公費負担制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に設けられているものであります。

今回の改正は、現在条例で認められている選挙運動用自動車や選挙運動用ポスターの公費負担に加え、次回以降の紋別市議会議員選挙における候補者のビラの頒布についても、公費負担とすることができる環境を整えるため行うものであります。

次に、2の改正内容であります。紋別市議会議員選挙における候補者は、選挙運動用のビラを1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で無料で作成することができる。ただし公費負担は、候補者にかかる供託物が市に帰属することとならない場合に限るものとする。

公費負担の適用を受けようとする候補者は、ビラ作成に当たり、業者と有償契約を締結した旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

公費負担の額は1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数を乗じて得た金額とし、ビラ作成業者の請求に基づき支払うものとするという内容になっております。

次に、3の施行期日であります。この改正条例の施行適用は公布の日から施行し、

施行の日以後その期日を告示される。紋別市議会議員選挙から適用するとするものがあります。

次に、条例には具体的には規定はされておりませんが、公職選挙法同施行令の内容をご説明させていただきます。

ビラの作成枚数については、2種類以内で4,000枚以内、ビラの作成単価は7円51銭が限度額です。

ビラの頒布方法については、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場における頒布、街頭演説の場所における頒布であります。

ビラの形態等については、ビラの大きさはA4版を超えることができないこととなっております。

ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、法人にあっては名称及び住所を記載しなければならないこと、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できないこととなっております。

なお、次のページに条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご通覧くださいますようお願い申し上げます。

以上で提案説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

○青木邦雄委員 一点だけお聞きします。改正内容の(1)に、公費負担は云々、要はこれはほかの公費負担と同じで、法定得票率に達せず、供託金が没収されれば、公費負担の対象にならないという意味でいいのでしょうか。

○片山選挙管理委員会事務局長 そうです。供託金が没収にならなければ大丈夫ということです。

○宮川正己委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

議案第20号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第21号紋別市職員の給与に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

小林庶務課長。

○小林庶務課長 本委員会に付託されました議案第21号紋別市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

1の改正趣旨であります。職員の勤務1時間当たりの給与額の算定において、時間外勤務手当を支給する際の算定基礎として、寒冷地手当月額を含めるため、所要の改正をしようとするものであります。

2の改正内容であります。職員の時間外勤務手当の算定基礎において、寒冷地手

当が支給されます11月から翌年3月までの期間に実績のある時間外勤務につきまして、給料月額に寒冷地手当額を加えた額を算定基礎額とし、勤務1時間当たりの給与額を減額する場合は、従来どおり給与月額のみを算定基礎とするものであります。

3の施行期日は令和3年4月1日となります。

2ページは新旧対照表となりますので、ご通覧願います。

以上で提案説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第21号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第22号紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○小林庶務課長 本委員会に付託されました議案第22号紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

1の改正趣旨であります。新たに海外人材雇用推進員を会計年度任用職員として配置するにあたり、その業務の特殊性から、給与表の適用を受けない国際化推進員等と同様に規定するため、所要の改正をするものであります。

2の改正内容であります。海外人材を必要とする市内企業と市内で就労を希望する外国人のマッチング等を行う海外人材雇用推進員を会計年度任用職員として採用するにあたり、その報酬につきましては、国際化推進員と同様に、業務の特殊性から、給料表を適用させるのではなく、28万円から36万円の間とし、その他の報酬等とともに、必要な事項については別に定めるものとします。

2ページの新旧対照表をご覧願います。

右側の改正後、第28条第1項及び第2項に海外人材雇用推進員を加える改正となります。

3の施行期日は令和3年4月1日となります。

以上で提案説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

○青木邦雄委員 何点かお聞きします。

大切なことなのですけれども、まず、就労希望するという場合の就労の範囲というのは、例えば実習生の場合、何職種と決められていると思うのですけれども、それとは関係なく日本側がこういうことのできる人が欲しいって言って、それがマッチングす

ればその就労ビザだとかかかわりなく連れてこれるっていう制度なのでしょうか。

○高橋国際交流推進室長 今、青木委員のおっしゃったとおり、その企業が求める人材につきましては、在留資格等々に特定技能であったり、技能実習であったり、それとは別に、制度によらないような在留資格者、いわゆる技術人文知識国際業務等のそういった資格者もいるということから、資格の特殊性を鑑みまして人材を雇用したいなどというふうに考えております。

○青木邦雄委員 例えば技能実習生の場合、相手国に送り出し団体があって、日本にも管理団体があって、さらに国際交流組合のような組織があって、そこの企業が、担当者もついているいろいろな生活指導もしていると思うんです。この場合はあくまでも、推進員と外国人一対一の関係で、マッチングするというイメージになりますか。それで間違いありませんか。

○高橋国際交流推進室長 はい。企業によって、どういった作業をさせるかということによって、そういった技能実習になるのか、それとも特定技能の制度を使った労働者になるのか、そういったことの意味をマッチングさせていくというような内容で進めていきたいと思っております。

○青木邦雄委員 なかなかどうやって人を探してくるのかというのが見えないのですけれども、例えばA社がこういう特殊な設計図面を引ける人が欲しいのだという希望があったら、この推進員は、基本的に外国に住んでいる人とどういう人がいるのだろうという情報をどうやって手繰っていくのかなど。すごく幅広い話ですよ。

それと、ハローワークみたいな気もするのですけれども、報酬を受け取るだとかということもあり得るのでしょうか。あるとすれば、法律的には何か抵触することはないのかどうか、そういうことも全部クリアされた海外人材雇用推進員と考えてよろしいのでしょうか。

○高橋国際交流推進室長 委員がおっしゃられるとおり、外国の方なものですから、外国からというふうな受け方もされがちなのですけれども、実は、日本国内においても外国人が留学してくる専門学校だとか、短大あるいは大学等がありまして、そういったところとの連携を図りながら人材を探していくということを考えています。

そして、行政的には、企業のニーズを把握した上でこういった人材がいるということで、学校とその企業との橋渡しをするだけなので、それで法律に抵触することはないと思っております。

○青木邦雄委員 まだちょっとイメージがあやふやなののですけれども、この推進員の働き方とすれば、例えば市内では需要を発掘する、その需要を例えば主に国内とすれば、そういう学校だとかそういうところに求人情報的なもので発掘していくと。そこまで行ったりして説明するのだから、主に国内間の移動で実績につながるように積み上げていくということなのですね。

これはあくまでも報酬の部分なののですけれども、そういう活動費も、この後明日か

ら予算委員会が始まるのでその中で出てくるとは思うのですが、そういう費用も当然見ているということで間違いはないですね。

○高橋国際交流推進室長 委員のおっしゃられるとおりでございまして、そういった費用も入れた中身となっております。

○喜多俊晴委員 市内企業と市内で就労を希望する外国人とありますが、市内の企業というのは主にどういうものを想定されているのでしょうか。

○高橋国際交流推進室長 主に産業活動において、担い手不足が生じている企業、業種、全てを考えているところでございます。

○喜多俊晴委員 現実的な話をすると、現在市内での外国人の就労という部分においては、先ほど青木委員からもありました技能実習生、それから特定技能というところでの部分が大きいのかなと思います。技能実習生に関しては、恐らく、送り出し団体と受入れ団体があって、その間でないと機能しない仕組みになっていますから、そこでこういうものが出てくる幕はないのかなと僕は思います。今、特定技能の部分については、基本的に彼らは労働者ですので、業種は限られますけれども、その間の働く場所を移動するのは自由になっていまして、今、そういう部分に弊害が出てきているのですが、そういうその特定技能の、例えば紋別で、私の牧場で欲しいということをお願いをしておく、どこかから見つけてくるみたいなことも機能としてはあるのでしょうか。

○高橋国際交流推進室長 こちらの今考えている推進員の活動につきましては、技能実習生もそうですし、特定技能もそうですけれども、そういった人材が、担い手が不足しているのです。なので、こういった人材が必要なのだということであれば、そういった人材を見つけてこようということは考えておりますし、また、技能実習生も特定技能労働者も、支援計画等を国に出さなければならないということで、管理団体だったり、登録支援機関だったりを通さなければならないと思いますが、技能実習生や特定技能の雇用を考えてらっしゃるといふ企業であれば、地元の管理団体なり、登録支援機関なりに、こういったニーズがあるという話はこちらのほうでさせていただきたいと考えております。

○喜多俊晴委員 今おっしゃられた部分というのは非常に微妙な部分でして、じゃあ責任はどこが持つのだという話が出てくるのですよ。

管理団体、送り出し団体がどういう位置づけで、どういうケアをしていただくのか。今、日本全国いろいろな管理団体が出てきています。実はもう特定技能についてはブローカーみたいな会社がいっぱい出てきています。こういう特定技能の働き手はいりませんかみたいなことで、連絡がきています。特定技能の人たちもいろいろな情報を得て、あっちのほうが高いから、うちはやめてあっち行くっていうような動きが今どんどん出てきています。今は売手市場になってきていますから、状況というのは変わってきて、その中でどういうケアをしていくかっていうのが、受入れ団体なりでの責

任というのは重くなってきている。

あるいは、いわゆるブローカーみたいな人たちの質の問題は、今これから課題になってくると思います。その間に、市が公の立場としてそういうところであっせんをしていくという部分については、補償してくれるのかという話まで出てくる可能性があるのですが、非常に注意をして仲介をしていかないといけない部分が含まれているのかなと僕は思います。今せっかくこういうことをスタートするというものに水を差すつもりは全くありませんので、そういうところを注意しながら、市内の企業から求められる人材が、あっせんができるという形ができればいいと思いますが、今、農業あるいは水産については、一定の形ができ上がっていると思います。恐らくそれ以外のところで、福祉系だとか何だとかっていう部分、あるいは、違うサービスを求めている産業というところにあるのかなと思うのですが、その辺具体的にこういう業種で、この部分を機能させていきたいのだからっていうものがあれば、お聞かせください。

○高橋国際交流推進室長 今、不足業種としては、全般的に全ての業種に対し、担い手不足となっているという状況でございますが、委員ご指摘のとおり、水産と酪農につきましては、紋別の管理団体がしっかりと担っていただいているので、その部分はお願いしていきますし、一緒に協力してやっていきたいな思っております。不足業種、例えばビルメンテナンスだとか、あるいはホールスタッフだとかを想定しております、そういった形で進めていきたいな思っております。

○宮川正己委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

議案第22号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について、施設名、紋別市氷海展望塔ほか4施設につきまして、提出者の説明を求めます。

○熊谷港湾課長 本委員会に付託されました議案第23号公の施設の指定管理者の指定について、お配りしております資料に基づき、ご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

まず初めに、指定管理者指定手続の経過等でございます。

本年1月に非公募施設について、応募要項を配布し、申請者の受け付けを行ったところです。

次に、2月初旬に、教育長及び総務部長、技監、施設所管部長のほか、専門委員として2名の市民を加えた指定管理者候補者選定委員会の第1回目を開催し、施設及び申請者の概要を説明し、期日を定めて評価表の提出をいただいたところでありました。

次に、2月中旬に第2回の選定委員会を開催し、評価の集計結果に基づいて候補者を選定いたしました。

その選定結果を市長へ報告した後、申請者に対しまして、選定結果を通知したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を要しますことから、本議会に提案したところであります。

議決後の日程につきましては、候補者に対して速やかに指定の通知を行い、3月中に協定書を締結し、令和3年4月より3年間の指定管理による管理が開始されることとなります。

次に2番目、指定管理者候補者の選定結果でございます。

紋別市の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定に基づき、下記の施設について、申請者から提出された事業計画書等を指定管理者候補者選定委員会において審査した結果、書類審査の評価点が過半数に達していたことから、指定すべきとしたものでございます。

本案は、紋別市ガリヤ地区内5施設の指定管理に関するもので、非公募により申請を受け付け、オホーツク・ガリンコタワー株式会社を指定管理者の候補者として選定したものです。

選定理由であります。当該申請者は、ガリヤ地区内の施設を開業当初より管理してきたノウハウを持ち、市から受託してきた実績や専門知識、経験などから、安定した管理運営が期待できること、また、氷海研究と観光事業の両立させる取組の中で、気象や地球環境に関する学習など、教育機関との連携やSNS等を活用した情報発信など、利用者の増加を図ることが可能であることなど、さらなる施設の有効利用が期待できるため、指定管理者の候補者として選定いたしました。

最後に、選定委員会の概要であります。委員長である副市長が申請者の取締役でありますことから除籍し、副委員長であります教育長に、議事を進めていただき、小・中学校校長会代表と商工会議所事務局長の2名を専門委員に加え、6名の選定委員により、書類審査及び評価を行ったところです。

書類審査では、1,200点満点中758点の評価点、得点率は63.2%となり、過半数を超えましたことから、候補者として選定したものでございます。

以上で説明を終了いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

○青木邦雄委員 複数の施設を一括して指定管理するというのは、あんまり例がないような気がします。

例えば、この流氷観光船は多分初めてだと思うのですが、ほかの4つの施設も今まで指定管理だったのか、業務委託だったのかその分けを教えてください。

○熊谷港湾課長 昨年までも、ガリンコ号Ⅲを除く4施設につきましては、全て指定管理ということで出させていただいています。

○青木邦雄委員 全てということは多分個別に指定管理したということなので、経費等もそれぞれ積算され指名されたと思うのですが、これ5つまとめると、例えば物件費と

か人件費、そういうものが何か融通がきくような、ある程度逆に言えば、積算根拠があやふやになってしまう気もするのですけれども、そこら辺はきちんと今までどおり、施設ごとにとという形になるのか、あくまでも効率的に、例えば人件費だって、恐らく一人工一日使わない部分もいっぱい出てくるだろうから、そういうものを案分しながらより効果的な運営を図っていくということなのか、その辺の背景も含め、考え方を聞きしたいと思います。

○熊谷港湾課長 昨年までも4施設につきましては、指定管理としては一括で協定を結ばせていただきまして、算定につきましては4施設それぞれ行ってございます。

今年につきましても、5施設をまとめて指定管理に出してございますが、去年と同様、それぞれ施設に経費や収入を検討いたしまして、まとめて計上させていただいてございます。

○喜多俊晴委員 確認でございます。流氷観光船というのは、ガリンコ号ⅢIMERUのことを指しているのでしょうか。

○熊谷港湾課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○喜多俊晴委員 一括指定管理をして、個別にそれぞれのいわゆる指定管理料って言うのですか、それは独立してそれぞれがやるというようなご答弁だったのか、確認だけさせていただきます。

○熊谷港湾課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

算定といたしましては、施設それぞれ算定してございまして、金額につきましてはまとめて5施設ということでございます。

○喜多俊晴委員 指定管理の仕組みがあまりよくわかっていないのですが、指定管理料というのは、多分それぞれ毎年の計画の中で設定をされていくと思うのですが、それが特に今回のような補正で出てきていますけれども、いろんな形で計画どおりいかないとなった場合の市と指定管理者との取決めというのは、一般的にどういうふうになっているのかだけ説明していただければありがたいのですけれども。

○熊谷港湾課長 指定管理というものは、かかる経費にそれぞれ施設の収入がございまして、その差引き分で、収入で賄えない部分を出すという形になってございます。

ただし、今回ガリンコ号Ⅲというものは、収入をたくさん得られる可能性がある船ということで、今年度の算定におきましても、ガリンコ号Ⅲについては、かかる経費、例えばですが、数字を丸めて申し上げますと、収入を大体1億2,000万円くらい見えています。かかる経費については8,000万円くらいです。

差引き3,000万円から4,000万円もうかりますよということになりますと、指定管理料としては出てきませんので、今回、5施設として計上させていただきました。

○喜多俊晴委員 あそこで利益が出たという部分を、その5施設の経費に充てることのできるってような判断でよろしいですか。

○熊谷港湾課長 そのとおりでございます。出た収益につきましては、ほかの施設に充当

するという形をとってございます。今年につきましては、ガリンコ号の建造費の償還分もございますので、償還分を除いた経費につきましては、会社の収入に充てようと考えてございます。

○喜多俊晴委員 多分、そういう説明がどこかでされていて、そういうような形になるのだと思うのですが、一般的な指定管理の中で今いろんなものを市が指定管理に出していますよと。それは、それぞれですよ。しかも、今回も5つの指定管理があって、それが、氷海展望塔は、その中でのやりとり、それからとっかりはとっかりのやりとりということで、とっかりだったら年間このぐらいの経費がかかって、収入がこのぐらいで、これだけ足りないから、幾らの指定管理だというような取決めがなされているのですね。

それとは別に、こっちにIMERUがあって、IMERUのどこでは、実はいまいくれば、利益が上がるのだと。それは今度ほかの4施設の穴埋めにも使えるのだっていう、結局足りなかったら市が出すんだから、そこからぐるっと回ったら全部プールで同じことになると思うのですが、そういうやり方が決まっていますか。何となくそこはそこでやりとりがあるよと。少なくとも、3億円の建造費が市が直接払っている分、そこに埋めていくよということではなくて、1,200万円ですか、3億円ですかから25年分ぐらいの1,200万円は毎年ここで、例えば5,000万円上がっても、そこは1,200万円だけで、残りのこっちはガリンコ会社の中で運営をしていくという意味合い、もうこれ理解するしかないと思うのですが、やっぱり本来ですと明確に分かれた中で、足りないものは足りないで、また市が出すというほうがすごくわかりがいいのかなと思います。ガリンコ会社の中で丸め込んでいくっていうやり方が、果たして我々にとっても、わかりやすいお金のやりとりなのかなというのはちょっと疑問が残るところですけれども、ご提案は理解いたしました。

○宮川正己委員長 ほかにございせんか。

以上で質疑を終結いたします。

議案第23号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午前11時13分 散会